

団体運営費補助金調査票（表）

補助金名	成田地域交通安全活動推進委員協議会補助金
------	----------------------

担当課	市民生活部 交通防犯課	実施主体	成田地域交通安全活動推進委員協議会										
科目・事業コード	<table border="1"> <tr> <th>会計</th> <th>款</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>事業</th> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>02</td> <td>01</td> <td>09</td> <td>25 - 5</td> </tr> </table>	会計	款	項	目	事業	一般	02	01	09	25 - 5	R06 予算額	270 千円
会計	款	項	目	事業									
一般	02	01	09	25 - 5									
新規・継続の別	継続	R05 予算額	270 千円										
補助・単独の別	市単	R04 決算額	148 千円										
補助の種類	団体運営費	R03 決算額	118 千円										
交付開始年度	平成 3 年度	終了予定年度	令和 8 年度										

事業の目的・概要	研修会、講習会及び広報啓発活動等を通して、違法駐車車両や飲酒運転を追放、並びに自転車事故等をなくし、成田警察署管内における交通事故防止等を図る。	補助対象事業	(1) 団体の運営費（会議、物品購入等） (2) 交通安全に関する事業 (3) 違法駐車対策に関する事業 (4) 自転車の安全利用に関する事業 (5) 委員による活動の支援に関する事業 (6) その他交通の安全と円滑に資する事業																				
根拠法令等	・成田市補助金等交付規則 ・成田市地域交通安全活動推進委員協議会補助金交付要綱	補助基準等																					
留意事項		補助	・補助基本額 270千円																				
決算内訳	<table border="1"> <tr> <th colspan="3">令和 4 年度決算額 (単位：千円)</th> </tr> <tr> <th>収入額</th> <th>支出額</th> <th>翌年度繰越金</th> </tr> <tr> <td>277</td> <td>274</td> <td>3</td> </tr> <tr> <th>収入額の内 自主財源</th> <th>市補助金額</th> <td></td> </tr> <tr> <td>129</td> <td>148</td> <td></td> </tr> <tr> <th>自主財源比率</th> <th>繰越金/補助金</th> <td></td> </tr> <tr> <td>46.6%</td> <td>2.0%</td> <td></td> </tr> </table>	令和 4 年度決算額 (単位：千円)			収入額	支出額	翌年度繰越金	277	274	3	収入額の内 自主財源	市補助金額		129	148		自主財源比率	繰越金/補助金		46.6%	2.0%		率 ・ 額
令和 4 年度決算額 (単位：千円)																							
収入額	支出額	翌年度繰越金																					
277	274	3																					
収入額の内 自主財源	市補助金額																						
129	148																						
自主財源比率	繰越金/補助金																						
46.6%	2.0%																						

団体運営費補助金調査票（裏）

評価項目	内 容	評 価	評 価 理 由
公益性	基本構想、実施計画、個別計画など市の施策の方向性と合致しているか	はい	成田市総合計画「NARITAみらいプラン」や成田市交通安全5か年計画が目指す「安全・安心に暮らせるまちづくり」に、交通安全の面で寄与することができる。
	市民の利益に寄与することができるか（「はい」の場合、選択式）	はい	ア、地域での住民自治や社会福祉に著しい貢献が期待できる活動
	市民協働を推進する目的があるか	はい	市と、当団体の主な構成員である地域住民や運転者との協働といえる。
	事業を実施できる団体は他にないか	はい	違法駐車対策に取り組む類似の団体がなく、また、設立から20年以上を経過し、ノウハウがある。
必要性	事業の目的・視点・内容が、社会経済情勢や市民ニーズに適合しているか	はい	高齢者による交通事故や飲酒運転の問題、車の違法駐車等、社会的な問題に取り組んでいる。
	市が関与する必要性があるか	はい	交通安全の確保は住民の暮らしに直結するものであり、市はその活動を補助する必要がある。
	事業を実施しなかった場合に、大きなマイナスの影響があると認められるか	はい	違法駐車の問題において、警察の補助を担ってきた団体であり、事業が行われない場合には大きな影響がある。
	類似の事業はないか	はい	ない。
適格性 (妥当性)	団体等の活動内容が、補助目的と合致しているか	はい	違法駐車対策及び飲酒運転の撲滅事業は補助目的と合致する。
	団体を支援するに当たり、補助金の交付が適切な手段であるか	はい	当団体の発足には市が係わっており、公益性も高いため、市による補助金交付が適切な手段である。
	団体の会計処理や補助金の使途は適正であるか	はい	予算書に基づいた処理がされている。領収書等により確認が出来る。
	団体の決算における繰越金（剰余金）が補助金の額を超えていないか	はい	令和4年度決算 補助金：148千円 繰越金：3千円
	対象経費は、規則・要綱等により規定されているか	はい	成田地域交通安全活動推進委員協議会補助金交付要綱により規定されている。
有効性 (費用対効果)	補助金を交付することによる効果を明確に示すことができる指標等はあるか	はい	区域内での啓発活動等の回数・参加延べ人数 (R2：4回67人、R3：7回84人、R4：10回119人)
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	街頭啓発活動や駐車違反防止の取組みは、安全意識の喚起につながるものであり、地域住民の生活向上に効果があると認められる。
	事業を継続するうえで、補助は必要不可欠であるか	はい	交通安全の確保は住民の暮らしに直結するものであり、市はその活動を補助する必要がある。
	補助期間（終期）を設定しているか	はい	令和8年度を終期としている。

最終評価	維持継続
評価者 所見	違法駐車対策及び飲酒運転の撲滅事業は、「安全・安心に暮らせるまちづくり」の重要な一要素であり、成田地域交通安全運動対策推進委員協議会の事業活動は、これに寄与するもので公益性等が認められることから、今後も継続して補助金を交付する。